

生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます！

～労働関係助成金の割増助成のご案内～

企業における生産性向上の取組みを支援するため、生産性を向上させた企業が労働関係助成金(一部)を利用する場合、その助成額または助成率が割増されます！

■ 割増助成を受けるための要件(「生産性要件」)

助成金の支給申請を行う直近の会計年度において①または②の要件を満たし、生産性要件の算定対象期間中に事業主都合による離職者を発生させていない場合に、助成の割増を行います。具体的な助成額又は助成率は各助成金のパンフレット等をご覧ください。

- ① 3年前に比べて生産性が**6%以上**伸びている
- ② 3年前に比べて生産性が**1%以上(6%未満)**伸びている
かつ 金融機関から一定の**事業性評価**を得ている

厚生労働省ホームページに掲載されている「生産性要件算定シート」をご活用ください

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

「**事業性評価**」は、都道府県労働局が、助成金を申請する事業所の承諾を得た上で、**事業の見立て**(市場での成長性、競争優位性、事業特性及び経営資源・強み等)を与信取引のある金融機関に照会し、その回答を参考にして割増支給の判断を行う。

■ 「生産性要件」が設定される助成金

雇用維持や障がい者の雇用環境整備など一部の助成金を除いた以下の助成金が対象です。

再就職支援関係	労働移動支援助成金
転職・再就職拡大支援関係	中途採用等支援助成金
雇入れ関係	地域雇用開発助成金
雇用環境の整備関係	人材確保等支援助成金、65歳超雇用推進助成金
仕事と家庭の両立関係	両立支援等助成金
キャリアアップ・人材育成関係	キャリアアップ助成金、人材開発支援助成金
最低賃金引き上げ関係	業務改善助成金

※コースによって対象外となるものがあります。詳細は各助成金のパンフレット等をご覧ください。



労働関係助成金 生産性

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用
> 事業主のための雇用関係助成金 > 生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます

※詳細は、最寄りの都道府県労働局、ハローワークへお問合せください。